

別記様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	第8回田原市・渥美町合併協議会	
開催日時	平成16年11月25日（木） 10時00分開会 ・ 12時00分閉会	
開催場所	田原市役所 第1委員会室	
議長氏名	田原市長 白井 孝市	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	岡本 勝 委員、鈴木喜玄 委員、渡會一昭 委員、戸田敏行 顧問	
会 議 事 項	<p>1 議 題</p> <p>会議録署名委員の指名について （確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり事業について（25-15）</li> <li>・ごみ収集運搬業務事業について（25-16）</li> <li>・環境対策事業について（25-17）</li> <li>・農林水産関係事業について（25-18）</li> <li>・商工・観光関係事業について（25-19）</li> <li>・勤労者・消費者関連事業について（25-20）</li> <li>・建設関係事業について（25-21）</li> <li>・上下水道事業について（25-22）</li> <li>・学校の通学区域について（25-23）</li> <li>・学校教育事業について（25-24）</li> <li>・文化振興事業について（25-25）</li> <li>・コミュニティ施策について（25-26）</li> <li>・社会教育事業について（25-27）</li> <li>・社会福祉協議会について（25-28）</li> <li>・その他事業について（25-29）</li> <li>・愛知県協議に係る新市建設計画の案について</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9回協議会の開催日程等について</li> </ul>	<p>2 会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおり確認</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> <li>・ "</li> </ul> <p>平成16年12月8日（水） 田原市役所 第1委員会室</p>
	会議の経過	別添のとおり

会議資料	別添のとおり 第8回田原市・渥美町合併協議会 会議次第 田原市・渥美町合併協議会 第8回会議資料
会 議 録 の 確 定	
確 定 年 月 日	署 名 押 印
平成 年 月 日	署名委員  <div style="text-align: right;">           印             印         </div>

**田原市・渥美町合併協議会委員等名簿  
(出欠簿)**

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
会 長	田原市長	しら い こう いち 白 井 孝 市		

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席	
第 7 条第 1 項 第 1 号委員	渥美町長 (副会長)	はら こう いち 原 功 一			
第 7 条第 1 項 第 2 号委員	田原市議会議員	せき やす のり 関 保 則			
	渥美町議会議員	お がわ どう ご 小 川 藤 吾			
第 7 条第 1 項 第 3 号委員	田 原 市	自治会代表	こ ばやし しゅん じ 小 林 舜 治		
		青年代表	か わい のぶ ひさ 河 合 伸 久		
		女性代表	とみ だ さよ こ 富 田 さよ 子		
		農業団体代表	おか もと まさる 岡 本 勝		
		商工団体代表	すず き よし はる 鈴 木 喜 玄		
		臨海企業代表	やま だ とし ろう 山 田 俊 郎		
	渥 美 町	自治会代表	やま もと たか まさ 山 本 貴 正		
		青年代表	みや た なお ゆき 宮 田 直 行		
		女性代表	すぎ うら みさお 杉 浦 操		
		農業団体代表	い どう よし お 伊 藤 欣 夫		
	商工団体代表	わた らい かず あき 渡 會 一 昭			
計	(田原市 7 人・渥美町 7 人)	14 人			

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
第 11 条第 1 項 顧問	愛知大学名誉教授	か わい ひで とし 河 合 秀 敏		
	(社)東三河地域研究センター常務理事	と だ とし ゆき 戸 田 敏 行		
	愛知県東三河事務所長	なつ め やす たか 夏 目 安 孝		

## 第 8 回田原市・渥美町合併協議会会議録

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。時間を若干過ぎましたが、ただいまから第 8 回田原市・渥美町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、会長からあいさつをいただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、皆様方、改めておはようございます。</p> <p>このところ、大変穏やかな天候が続いておりますが、合併協議のほうも皆様のご協力によりまして、いよいよ事実上、今日が最後のような感じになります。もう 1 回ございますが、次はちょっと趣向を変えてお願いをしたいと思います。大変皆様方のご協力に対しまして改めてお礼を申し上げます。</p> <p>ただ、この合併協議が行われてまいっております 8 月以降、今日までやはり世の中の動きは相変わらず激しくて、私ども地方自治体にとりましては、ただいま三位一体の改革が大変大詰めを迎えておりまして、これも今、目が離せないような状況になっております。これからのこの地域の問題にも大きな影響があるのではないかと考えております。</p> <p>また、そのほかこのところ、渥美半島内においてもいろんな話題がちょっと新聞に載っておりますようなことも起きておりますので、そうしたことを含めましてこの新市の発足によって皆様方の期待にこたえていけるような地域づくりができたらなと思っております。</p> <p>どうか、この合併の仕上げまで皆様方のご支援を賜りますように、そして、この渥美半島が合併によりまして一皮むけて、また発展をしていくようにお力添えを引き続きお願い申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、今日は前回ご提案申し上げました提案事項、たくさんございますが、ひとつご審議のほどお願い申し上げたいと思います。どうか、ご協力のほどお願い申し上げます、ごあいさつといたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速本日の議事に入ってまいりたいと思います。</p> <p>以後の取り回しにつきましては、会長にお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、早速でございますが、会議のほうに入らせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、少し欠席の方が多くございまして、三遠南信の大きな行事がございまして、渥美町の渡會委員さん、田原の鈴木委員さんの両商工会長さんと、それから、J A の岡本委員さんの 3 名の方がご欠席という届けがございました。そのほか、顧問の戸田さんがご都合により今日は欠席をされておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日は先回の協議会で提案をさせていただきました、協定項目 E 群の健康づくり事業を始めとする 15 項目の個別の事務事業の取扱いについての調整方針</p>

のご確認をいただくとともに、愛知県と正式協議を行うための新市建設計画案についてもご確認をお願いいたしたいと思います。

それでは、ただいまの出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第8回田原市・渥美町合併協議会を開催させていただきます。

審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

会議録署名委員に関 保則委員さん、それから、山本貴正委員さんのご兩名をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

協議第45号「健康づくり事業について」から協議第59号「その他の事業について」までは、先回の協議会でご確認をいただきました「各種事務事業の取扱い」の総括調整方針を受けまして、それぞれの個別事業の調整方針をご確認いただくものがございます。件数も多くございますので、15件を二つに分けまして、それぞれ一括提案とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず協議第45号「健康づくり事業について」から協議第52号「上下水道事業について」までの8件を一括して議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、ただいま一括議題となりました協議第45号「健康づくり事業について」から協議第52号「上下水道事業について」までの8件につきまして、協議番号順に従いまして順次ご説明申し上げます。

最初に、協議第45号「健康づくり事業について」でございますが、資料は1ページをご覧くださいと思います。

本案の調整方針といたしましては、「1 健康日本21市町村計画については、健康たはら21計画を基本とし、新市において随時見直し、調整する。

2 健康まつりについては、新市において調整する。

3 その他健康づくりに関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等をご説明してまいりますので、2ページをご覧くださいと思います。

最初に、健康日本21市町村計画でございますが、これは国におきまして、すべての国民が健康増進するために、生活習慣病等の予防対策を強力に進めることを目的といたしました「健康日本21」という計画を平成12年3月に策定いたしました。また、愛知県におきまして、この国の計画理念を受けまして、健康日本21あいち計画を翌年、13年3月に策定してまいっております。これら、国・県の計画を受けまして、両市町では地域の健康課題をとらえまして、健康増進のまちづくりを目指し、昨年より計画策定作業を進めているところでございます。

したがって、合併後の新市におきましては、今年度、田原市において策定される計画を基本といたしまして、渥美町の計画内容を考慮し、必要に応じて見直し、調整を行うこととするものでございます。

次に、健康相談や健康チェックなどの健康をテーマとした健康まつりでございますが、現在、両市町ともそれぞれで実施しておりますので、新市において実施の方法等調整することとさせていただきます。

また、次の食生活改善推進員の設置や健康カレンダーの作成配布等、その他健康づくりに関する各種事務事業は、冒頭申し上げましたとおり、田原市の制度に統一

することを基本とし、これにより難しい場合、つまり、年度途中で変更できないような、例えば食生活改善推進員の養成事業などは、合併年度は現行のとおりとするなど、両市町の実態に合わせ新市において調整してまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

協議第46号「ごみ収集運搬業務事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け、調整するものとする。」

これを基本といたしまして、事業の内容によりまして4点に整理し、調整してまいります。

「(1) ごみ分別については、合併時まで統一する。

(2) ごみ収集については、田原市の制度に統一する。

ただし、合併年度は現行のとおりとする。

(3) ごみ処理に関する諸制度については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。

(4) ごみ処理施設については、現行の施設を有効利用するとともに、新施設の建設・運用に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、具体的な内容等を説明してまいります。4ページをご覧いただきたいと思っております。4ページから6ページにかけて、両市町で実施しておりますごみ対策事業等の状況を掲載させていただいております。

最初に、ごみ分別でございますが、現在、田原市が12区分22分類。渥美町が10区分19分類の分別を行っておりますが、主に、そこにアンダーラインを引いた箇所で細かな分類が異なっております。

また、次に記載のごみ収集につきましても収集方式、収集頻度などに違いがございます。

したがいまして、まずごみ分別を合併前、新リサイクルセンターの稼働する来年4月に統一しまして、ごみの収集は、リサイクルごみの集積場所等地域との調整も必要になってまいりますので、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一してまいりたいとするものでございます。

ごみの分別、収集につきましては、住民の皆様に変化が大きいのでございますので、周知を徹底し、十分な理解を得て進めてまいりたいと考えております。

次のごみ処理に関するその他の諸制度でございますが、生ごみ処理容器購入に対する補助制度は、両市町とも実施しておりますが、補助限度額に違いがございます。また、指定のごみ袋につきましても仕様や単価が異なっておりますし、搬入粗大ごみの処理料金も無料、有料の違いがございます。このように両市町間に差異がございますが、田原市の制度に統一することとし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとするものでございます。

次に、6ページ、最後に記載してございますごみ処理施設でございますが、現在の両市町の施設につきましては、できる限り、有効利用を図ってまいりたいという考えであります。

以上でございます。

続きまして、7ページをお願い申し上げます。

協議第47号「環境対策事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1 環境保全の推進については、新市において新たに環境基本計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 その他環境対策に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、各市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その内容等について説明してまいりますので、1枚めくっていただきまして、8ページをお願いします。

10ページにかけてそれぞれ資料を添付してございますが、最初でございます環境保全計画等でございますが、現在、田原市の環境保全計画、渥美町に環境美化推進計画がございますが、調整方針の1点目に挙げておりますように、新市で新たに環境基本計画を策定しまして、環境行政の骨子として活用していくとするものでございます。

次に記載してあります水質汚濁対策、大気汚染対策、9ページのその他の環境監視につきましては、それぞれ河川及び海域の水質検査や大気の汚染測定あるいは地下水水位調査などを記載のとおり実施するとともに、環境保全施策といたしまして啓発事業、補助事業など資料に記載のとおり実施していくところでございます。

環境問題への対応につきましては、皆さん、ご案内のように平成9年の京都会議以降、地球温暖化や森林破壊など地球規模の問題として社会的な関心が高まり、市町村においても各分野で取組みが行われておりますが、両市町の取り扱いにご覧のように差異がございますので、速やかに調整し、環境問題全般にわたる総合的な対策を講じてまいりたいとするものでございます。

次に、11ページをお願い申し上げます。

協議第48号「農林水産関係事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 その他農林水産に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするのでございます。

それでは、その具体的な内容等をご説明してまいります。

資料の12ページ以降18ページまででございますが、両市町の農林水産関係の事務事業の状況を掲載させていただいております。中でも農業につきましては、申し上げるまでもなく、この地域を支える重要な基幹産業でございます。このため、両市町では大変数多くの事務事業を実施しておりますが、合併に当たりましては、これらを田原市の制度に統一するというを基本とし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行いまして、新市においても引き続いてその振興を図ってまいります。

12ページの一番下にございます農業振興計画でございますが、ここに掲載した各種の計画につきましては、新市において新たな計画を策定の上、引き続いてその振興を図ってまいりたいと考えております。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用してまいりますのでございます。

そのほか、それぞれの事務事業ごとの調整につきましては、表右側の具体的な調整方法に記述のとおり進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

協議第49号「商工・観光関係事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1 各種観光イベント事業については、新市において調整する。

ただし、観光協会の事業については、行政の支援のあり方を検討し、合併前に見直しを行う。

2 その他商工・観光に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

資料を1枚めくっていただきまして20ページ、21ページに両市町で実施しております商工・観光に関する事務事業の状況を掲載させていただいております。

最初に、21ページに記載の観光イベント事業でございますが、両市町とも数多くの事業を実施しております、このうち全市民、全町民を対象に一体となつて行う田原市民まつりとあつみまつりにつきましては、田原市民まつりに統一する方向で調整を行ってまいりたいと思っております。

また、次の欄に記載の各キャンペーン、サーフィン世界大会、それから、トライアスロン伊良湖大会でございますが、これらはいずれも引き継いで実施の方向で調整を進めてまいりたいと思っております。

最後に、その下に掲げてございます観光協会関連の各事業でございますが、事業目的、補助事業主体も含め、多くの事業がございますので、行政の支援のあり方を再度検討いたしまして、合併前までに見直しを行うこととするものでございます。

戻っていただきまして、20ページに記載の商工業振興事業でございますが、田原市においては、中心市街地商業等活性化基本計画を策定し、これに基づきまして市街地再開発事業を始め、都市中心市街地の各種の活性化施策を展開しております。また、商工業振興資金融資制度や商工金融利子補給制度については、内容は異なるものの、両市町とも実施しておりますので、これらを含めまして、その他商工・観光に関する各種事務事業は、田原市の制度に統一することを基本として進めてまいるのでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

協議第50号「勤労者・消費者関連事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「勤労者・消費者関連の各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等をご説明してまいります。

1枚はねていただきまして、24ページ、25ページには、両市町で実施しております勤労者・消費者関連の事務事業を掲載しておりますが、まず、24ページ記載の勤労者対策事業は、現在、両市町で実施している事業については、ご覧のとおりで、補助事業等両市町の間には違いがございます。

次の消費者行政を見ますと、田原市では生活学校や消費生活講座が開催されておりますが、渥美町では実施されておられません。

また、その次、25ページでございますが、くらしのアドバイザー制度につきましても同様でございます。

したがいまして、これらの事務事業につきましては、冒頭で申し上げたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。



続きまして、27ページをお願いいたします。

協議第51号「建設関係事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1 都市計画マスタープラン、緑の基本計画及び水防計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 その他建設に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページから31ページにかけて、両市町が実施しております建設関連の事務事業を掲載させていただいております。

最初に、28ページに掲載の都市計画マスタープラン、それから、29ページにございます緑の基本計画、それから、31ページに記載した水防計画でございますが、これら三つの計画は、新市において新たな計画を策定することといたしまして、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継いでまいるものでございます。

また、29ページ以降に掲載してございます公園管理だとか、道路等の維持補修など、両市町の建設関係に関する各種の事務事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本といたしまして調整を行ってまいりたいと思います。

続きまして、33ページをお願いいたします。

協議第52号「上下水道事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、まず大きな1点目、「水道事業について、(1) 水道事業計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(2) 水道料金、加入分担金、水道事業手数料、料金徴収及び検針業務については、田原市の制度に統一する。

ただし、水道料金については、合併年度及びこれに続く2年度は、現行のとおりとする。」

次に大きな2点目、「下水道事業について、(1) 公共下水道事業計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(2) 下水道使用料及び受益者負担金については、田原市の制度に統一する。

ただし、既に賦課されている受益者負担金については、現行のとおりとする。

(3) 農業集落排水事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、既に賦課されている分担金については、現行のとおりとする。」

次に、大きな3点目では、その他の上下水道共通の調整方針といたしまして、「その他上下水道事業に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その具体的な内容等についてご説明してまいります。

最初に、水道事業関係でございますが、資料の34ページから38ページまでには、両市町の水道事業の現況等を掲載させていただいております。

最初に、水道事業に係る事業計画でございますが、34ページの一番下に記載のとおり、両市町とも策定し、事業の推進を図っておりますので、新市において新たな計画を策定するものとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継いでまいるものでございます。

次に、35ページの水道料金でございますが、一般家庭の口径13ミリ及び20ミリを見ましても両市町間で格差がございます。現況の水道事業の経営状況等を検証してみますと、合併時に水道料金を田原市の額に統一いたしますと、水道事業会計が赤字に転換する懸念がございますので、渥美町会計における借入金償還額の減少等、渥美町料金との差額が吸収できると見込まれる平成20年度から田原市の制度に統一してまいりますのでございます。

また、資料36ページ、下段以降に加入者分担金、手数料、そして料金収入、さらには38ページに検針の方法の詳細が記載されておりますが、手数料を除きまして両市町で金額面、その取扱いに違いがございます。したがって、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一をするとさせていただくものでございます。よろしく願い申し上げます。

次に、下水道事業でございますが、38ページをお願いいたします。

38ページの下段からでございます。最初に、公共下水道事業計画については、新市において新たな計画を策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用してまいりますのでございます。

39ページから40ページには、公共下水道に係る受益者負担金、使用料の各市町の詳細を掲載させていただきましたが、ご覧のとおり、こちらにも違いがございます。これらは、田原市の制度に統一してまいりますのでございますが、受益者負担金のうち、合併の前までに負担金額の決定された方々の受益者負担金につきましては、現行のとおりといたします。

もう少し具体的に申しますと、合併前に負担金額の決定された渥美町の方々は、田原市の平方メートル当たりの単価によりまして算定するのではなく、従来の渥美町の方法でございます1世帯につき30万円、または40万円の定額となります。

続いて、42ページ、43ページには、農業集落排水事業の状況を記載しておりますが、田原市は全地区で供用開始がなされておりますが、渥美町では11地区のうち5地区で供用開始され、2地区が建設工事中でございます。農業集落排水事業に係る使用料、融資あっせんにつきましては、田原市の制度に統一してまいります。負担金につきましては、下水道の受益者負担金と同じように田原市の制度に統一しますが、合併の前までに決定される負担金については、現在の渥美町の方式によるものとするものでございます。

以上、一括議題となりました協議第45号から協議第52号までのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ご苦労さまです。それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑、ご質問は一括して受けたいと思いますので、今までの説明について何かご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

小川委員

ページでいきますと、15ページになりますけれども、農林水産関係事業の中で、15ページの畜産診療、田原市は平成14年の3月に廃止して、渥美町は14年の4月から開所、現在ありますけれども、今後廃止ということになりますけれども、各団体から、酪農家あるいは獣医師から渥美町にも議会のほうにも陳情書がまいておりまして、できたら存続をという要望でありますけれども、現在、廃止ということになります。田原市が旧田原町のときに、この廃止された後、酪農家にどのようなサービスがされたのか。一番心配しているのは、やはり現在の家畜診療所が廃止になった場合に、畜産農家、特に酪農家は同じような指導が受けられるのかどうか、

	<p>大変心配していますけれども、その点はどのような対策をとられていくのか。また、今後この廃止した場合、どういう対策をとるのかをちょっとわかりましたら、お聞かせ願いたいと思いますけれども。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>家畜診療の関係につきましては、ちょっと振り返ってみますと、平成14年度に東三河南部農業共済組合が設置されまして、それまで豊橋と渥美郡旧3町のそれぞれ市町で行ってありました農業共済事業が、平成14年度から組合が設置されたことにより変わって、そちらに移行されていったわけです。当時、農業共済事業の中に家畜診療業務が含まれておりまして、家畜診療を行っておったのが、旧田原町と渥美町さんのみであったと思います。赤羽根町さんはもう獣医さんがおられないものですから、JAとか、民間にお願いしていると。あるいは豊橋のほうでもやはり市の家畜診療所は持っていなかったそうです。民間なり、JAのほうにゆだねているということで、申し合わせが行われたというふうに聞いております。したがって、組合へ事務が移行されてからの田原市が持っておりました診療業務等につきましては、民間の部分に市のほうでお願いをし、特に金銭的な支援はないと思います。ありませんけれど、お願いして診療業務を行っていただいておりますというふうに聞いております。今、調べてみますと、旧田原市のほうでは、十数件、市のほうで扱っておったということがございますので、そんなふうに聞いております。したがって、診療業務については、共済事務を移行した際に、市では置かないというようなことの話し合いがなされたということで今日に至っているというふうに理解しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>いいですかね。 はい。</p>
小川委員	<p>それで、サービスというのか、それについてはどうでしょうか。経過はわかりましたけれども、やはり行き届いたサービスというのか、そういう診療業務というのか、それがひょっとしたら、廃止されたらちょっと不都合があるのではないかという懸念がありますので、その点はどう対処をされましたでしょうか。</p>
議長	<p>はい。</p>
事務局長	<p>酪農農家さんと、それから、やはり農業振興の立場にある市の担当部局、それから、共済組合と連携して対応していくような進め方が必要になると思います。今後検討してまいり、進めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。 ほかにございますでしょうか。 はい、どうぞ。</p>
河合委員	<p>21ページの観光イベントについてお伺いします。</p>

まず初めに、両市町に観光協会があるわけなんですけれど、この観光協会というのは、合併する計画があるのかどうかということと、それから、渥美の観光協会のいろんなイベント、それから、観光協会が補助する事業といろいろ、田原にもあるわけなんですけれど、これらはやるのは、観光協会さんたちですので、それはそれぞれがやっていきたいという方針であるということと、支援のあり方を検討するということなんですけれど、支援するには変わらないということでしょうかということ。

もう1点、ちょっと勉強のために、渥美のロードパークというのはどこにあるのか、ちょっと教えていただきたいということと、それから、原町長に聞いたほうがいいかもしれませんけれど、やしの実投流というのが毎年やられています。今年はたくさんやしの実が日本の沿岸に漂着したというのを伺っておりますけれど、毎年やられていますけれど、その効果はどんな感じというか、やっているものでたくさん観光がPRを全国的にできているかどうか。その辺をちょっとお伺いしたいなと思っております。

事務局長

私のほうから、まず観光協会の統一はということでございますが、公共団体の取扱いの方針に、公共団体等の取扱いの方針に従って統一に向けて調整を進めてまいりたいと思っております。

それから、各行政の支援のあり方でございますが、田原市の場合も、それから、渥美町の場合も事業に対する補助金等出しておりますので、今後も同じような支援を、観光事業については支援をしていく形になるかと思いますが、ここで支援のあり方を検討して、申しましたのは、やはり観光協会で行っている事業のあり方、それから、協会の運営に関する支援のあり方等合併に当たって見直していこうということでございます。また、そういった意味ですので、基本的には観光協会が観光振興を行っていく一番の機関だというふうに認識しておりますので、いい支援のあり方を模索してまいりたいと思っております。

それから、渥美町さんのロードパークでございますが、堀切の国道42号沿いにフェニックスがずっとあるかと思えます。その下に花壇等がずっと連なっているかと思えますが、その付近をロードパークと言っております。

それから、やしの実の投流事業につきましても渥美町のほうの観光協会さんの事業として続けてきておるわけですが、基本的には今後もこれまで渥美町の観光協会で行ってきたメイン的な事業でございますので、引き続き進めていくというふうに認識しております。

以上、私のほうからお答えさせていただきます。

原副会長

ご指名がありましたので、この観光協会が主催している事業が載っておりますけれども、基本的には、やはり政教離の考え方でもとらえてということで、この際、そういった分類をしながら、これは宗教色が濃いというものは外していくという考えのものですから、そういった中で長い年月を経て、文化的、観光的にも非常に効果があるということは残していこうということをお願いしました。その視点でもって事業、例えば、お糸事業がありますが、そういった事業はやはり伊勢神宮を中心として古くから伝わっておりますが、それを宗教的にとらえれば、別の奉賛会等とその地域が校区になりますので、そこでもちろん伝統的に続いておりますので、そういったことで続けていくのかなというような考え方、調整をしていきますが。

先ほど河合委員からありました、やしの実投流が大変これが観光事業より先に、文化的に今、既にご存じだと思えますが、柳田國男、島崎藤村が通じまして歌が生

まれた背景でもって、そのロマンを再度求めて、観光的に結びつけていくということで、もう18回を過ぎておりますが、大変定着しまして、当初のころの石垣と、渥美と比べてみますと、観光的な発展としますと、数倍、石垣のほうが観光的に非常に隆盛にあると思います。現在でもまだふえているそうです。5、6倍にふえたということなんです、空港も新しくできるということで、それから、日本国内のみならず、外国のほうからもお客さんが見えるようになったという。それはどういうことかなと言いますと、やはり島でありまして、農業もあるんですが、みんなこぞって観光にと、お客さんをということでもてなしの心というものが伝統的にあの地帯には、各島にそういった歌もありますし、踊りもあるようなこと、そういったこと。それから、もてなしの仕方等とも、数回行きましてやはりこれが感動を覚えるようなもてなしを受けておりまして、そういったことも観光地として勉強をしていただくには最高のところではないかなというふうに思っています。その取り入れをどこに観光協会として求めて、渥美の観光に実現していくかということでも議論を重ねてまいりましたが、本土の中の観光地であります、愛知県でも伊良湖岬というのは有名なところであります。なかなか企業関係にゆだねてあった面が多いということもありまして、そういったプロジェクト等のプログラムを組む上でも、やはり名鉄を代表とした企業にゆだねておいた面が多いということですが、いろいろ進める中でやしの実から東大寺サミットとか、いろいろ文化的なものがあります。それも続いておりますが、そのように柳田國男サミットも最近行われなくなりましたし、やしの実投流が残っていると。18回で、一昨年流れついておりますが、20回を目標にということで、そのように私は、それでもう一遍見直したほうがよからうということで、合併年度、その次の年度ということになります。もう一度行事そのものも双方考えていったほうがいいと、そう思います。

それと観光協会の問題なんですが、統一するのか、合併するのかということですが、これはあとまだ協議の問題となりますが、運営の中の財務関係でも違う面がありまして、その辺も当時、企業関係がゴルフ場を始め、成績がよかったということで、花いっぱい、花で埋め尽くそうという花いっぱい運動がありまして、多額な基金が積まれておりました。近年、少しそれを使って減少はしておりますが、まだ多額なものが残っているという、そういった違いもありまして、その辺もどのように生かしていくのかなあということも一つの問題となっております。

その辺をかね合わせて、やはり伝統的に続けていく事業、そのものは続けさせていただいたほうがいいという考えで、あくまでも冒頭に申しあげました政教分離という考え方を基本でもって見直していくというふうに思っております。

その辺で答えになったでしょうか。お願いいたします。

議長

よろしいですか。  
はい、どうぞ。

小川委員

35ページになりますけれども、上下水道事業の中で水道料金、あるいは加入分担金について。水道料金は合併年度及びこれに続く2年度を現行のとおりとするは、20年まではということになりますけれども、やはりなるべく速やかな一体化をすると、やはりなるべく格差がないほうがいいのであって、先ほど説明の中でも統一すると赤字という話がありましたけれども、なるべく速やかな一体化をするには、できたら1年でも、2年でも状況を見て今の予想では水道料金を統一すると赤字ということですが、なるべくなら、速やかな一体化をするには1年でも早く統一していただきたいという要望でありますけれども、水道料金が20年からとい

	<p>うふうになると、やはり加入分担金も本来なら、それに合わせるべきではないのかなという思いがありますけれども、加入分担金につきましては、合併年度から新しい料金を統一するということでありますけれども、本来なら、これは一緒にするべきではないかなと思いますけれども、どういう理由でやりましたか、ちょっとわかりましたらお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局長</p>	<p>加入分担金、それから、水道料金の考え方につきましては、分科会のほうで協議した結果をお聞きしますと、まず料金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、渥美町さんにつきましては、経営改善の目的だと思います。昨年多分料金を改正されて今日に至っておるということで、合併と同時に、田原統一料金といたしますと、先ほど申しましたとおり、どうも企業会計自体がやはり独立採算の会計でございますので、田原料金を改正いたしますと、料金収入が約1億強の減収となります。そうしますと、年間で4,800万ほどの赤字が見込まれる試算がなされております。そういったことがございましたので、現行料金で3年間頑張ってくださいと1億8,000万ぐらいの剰余金が見込まれますので、20年度までに企業債の償還だとか、かなり19年度までが企業債の償還も多くなっておりまして、20年度になると半分ぐらいになるという試算が出ておりますので、その間に企業債の償還、あるいは渥美町のほうでひとつ、配水管の改良費で計画があるかと思うんです。和地の送水場の改良工事を予定しているということで、そういった事業をこなした後、統一したらどうかという案が示されたのがその料金関係の方針でございます。</p> <p>一方、加入分担金につきましては、本来は一緒にしたほうがということでございますので、圏域内の移動を考慮いたしますと、引越した場合に価格が変わるというのもちょっとある意味、なかなかやりにくい面がございますので、できることなら、会計自体の影響もそんなにないだろうということで、分担金については対応できるという調整がなされたと思います。あくまでも経営理念を優先に考えてそんな調整が行われ、一方では、合併ですので、早く統一したいという、そういった両面からの方針として出た案でございますので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>小川委員</p>	<p>それはわかりますけれども、やはりひとつ、渥美町でも合併の説明の中で、やはり水道料金は差異がありますので、なるべく田原のほうに近づけて、そうすることによって本当に合併はいいんですよといううたい文句ではないですが、キャッチフレーズがありましたので、1年でも早く、独立採算制でありますけれども、なるべく早めな方向でということで要望だけありますけれども、お願いしたいと思いますので。</p>
<p>議長</p>	<p>そういうご要望があったということで。 ほかに何かご意見ございますか。 それでは、大体ご質疑も終わったようでございますので、これから採決をさせていただきます。 採決につきましては、協議項目ごとに行いますので、よろしくお願いをいたします。</p>

	<p>最初に、協議第45号「健康づくり事業について」を採決いたしたいと思います。本案につきまして原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。 次に、協議第46号「ごみ収集運搬業務事業について」をお諮りいたします。本案も原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。 次に、協議第47号「環境対策事業について」をお諮りいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。 次に、協議第48号「農林水産関係事業について」をお諮りいたします。本案も原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。 次に、協議第49号「商工・観光関係事業について」をお諮りいたします。本案も原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。 次に、協議第50号「勤労者・消費者関連関係事業について」をお諮りいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。 次に、協議第51号「建設関係事業について」をお諮りいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。 次に、協議第52号「上下水道事業について」をお諮りいたします。本案も原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認</p>

<p>事務局長</p>	<p>をされました。</p> <p>それでは、引き続きまして、協議第53号「学校の通学区域について」から協議第59号「その他事業について」までの7件を一括して議題といたします。</p> <p>事務局、説明をしてください。</p> <p>それでは、引き続きまして、協議第53号「学校の通学区域について」から協議第59号「その他の事業について」までの7件を一括してご説明申し上げます。</p> <p>最初に、協議第53号「学校の通学区域について」ご説明申し上げます。資料は45ページをお願い申し上げます。</p> <p>本案の調整方針といたしましては、「学校の通学区域については、当面は現行のとおりとする。</p> <p>なお、今後、学校の適正な配置等について検討していくものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等を説明してまいります。</p> <p>資料の46ページから48ページにかけまして、両市町の小中学校の学校数、学級数、児童・生徒数の状況とそれぞれの学校の通学区域の状況を掲載しております。</p> <p>小中学校の通学区域は、学校教育法の施行令に基づき、それぞれの学校ごとに定められておりますが、具体的な区域の設定に関しましては、特段の定めはなく、地理的状況や歴史的経緯、住民感情などそれぞれの地域の実情を踏まえ、教育委員会の判断により設定がなされております。</p> <p>特に最近では、教育環境をめぐる問題の解決には、学校と地域社会との連携強化が求められておりまして、学校と地域とのつながりはますます重要となってきております。</p> <p>以上のことを踏まえまして、通学区域の設定に関しましては、保護者や地域の方々の理解や協力が必要不可欠でございますので、当面は学校の通学区域については、現行のとおりとするものでございます。しかしながら、今後、児童・生徒にとって一層教育効果を上げ、教育環境の充実を図るためには、学校の適正な配置等についての検討を行うことは避けられないと考えられますので、保護者や地域の方々の理解や協力を得ながら検討を進めるとするものでございます。</p> <p>続きまして、49ページをお願いいたします。</p> <p>協議第54号「学校教育事業について」ご説明申し上げます。</p> <p>本案の調整方針といたしましては、「学校教育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等についてご説明してまいります。</p> <p>50ページから54ページにかけまして両市町の学校教育に関する事務事業の状況を掲載させていただいております。</p> <p>最初に、50ページに記載の中学生海外交流でございますが、両市町とも平成の初めごろから取り組みが始まりまして、現在も活発な交流が行われてきております。将来を担う若者の国際感覚の醸成は、当然ながら今後とも必要と思われませんが、実施内容、参加負担金等の制度に違いがございますので、合併年度は現行のとおりといたしますが、新市において調整してまいりますのでございます。</p> <p>次に、53ページでございます学校給食であります。合併時は現行のとおりといたしますが、調理方式につきましては、現在も共同調理方式、単独調理方式に関しまして、さまざまなご意見をいただいておりますが、共同調理方式を基本といたし</p>
-------------	--



まして、早期に検討を行ってまいるとするものでございます。

このほか、学校教育に関する各種事務事業につきましては、田原市の制度に統一することを基本といたしまして調整を進めるというものでございます。

なお、それぞれの事務事業ごとの調整方法は、表右側の具体的な調整方法欄に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

続いて、55ページをご覧ください。

協議第55号「文化振興事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「文化振興に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等説明してまいります。

1枚はねていただきまして、56ページをお願いします。

文化振興に関する事務事業を掲載しておりますが、文化祭の開催を始めといたしまして、両市町で実施しております文化振興に関する各種事務事業は、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整し、それぞれの事務事業ごとでこれにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整をさせていただきたいと思っております。

それから、文化祭等の開催、文化ホール事業、普及刊行物につきましては、重複するようなものは整理しての調整を進めてまいりますし、町史編さんや博物館等の観覧料につきましては、それぞれ実施するもので、現行のとおりといたしたいと思っております。

続きまして、59ページをご覧ください。

協議第56号「コミュニティ施策について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「コミュニティ施策については、田原市の制度に統一する。」とするものでございます。

1枚はねていただきまして、60ページ、61ページには、それぞれの施策の状況を掲載しておりますが、最初のコミュニティ組織につきましては、現在、両市町にはコミュニティ協議会が田原市で12校区、渥美町では2地区の自治会で設置されております。田原市では、コミュニティ活動の拠点として12校区すべてに校区市民館が設置されております。

また、下の欄にも記載されておりますが、コミュニティ活動に対する助成や施設整備に対する助成を行っておりますが、渥美町は駐在員制度や公民館事業としてそれぞれ対応している部分はございますが、各地域のコミュニティ組織を主体とした総合的な助成制度は現在構築されておられません。また、61ページ記載の施設整備助成についてもご覧のように違いがございます。

このように、コミュニティ施策につきましては、両市町で制度や施策が異なっておりますので、現在、検討が進められております田原市の活動助成等の制度改正等が行われた後の田原市の制度に統一をしてまいりたいとするものでございます。

続いて、63ページをお願いいたします。

協議第57号「社会教育事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1 生涯学習基本計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 社会教育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする

る。」とするものでございます。

それでは、その内容等でございますが、64ページから68ページまでには、両市町の社会教育に関する事務事業の現況を掲載させていただいております。

最初に、生涯学習基本計画でございますが、それぞれ64ページ記載のとおり策定しておりますが、これらは新市において新たな計画を策定することにいたしております。それまでの間、現計画を運用してまいりますものでございます。

以下に記載をしております公民館の管理及び事業を始めといたします両市町で実施している社会教育に関する各種の事務事業につきましては、冒頭申しましたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整してまいりますものでございます。

また、それぞれの事務事業ごとの調整方法は、表右側の具体的な調整方法欄に記述のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、69ページをお願いいたします。

協議第58号「社会福祉協議会について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「社会福祉協議会については、田原市の社会福祉協議会に統合できるように調整に努める。」とするものでございます。

それでは、その具体的な内容等について説明してまいります。

1枚めくっていただきまして、70ページ、71ページには、両市町の社会福祉協議会の状況を掲載させていただいております。

社会福祉協議会は、社会福祉法の規定に基づきまして、社会福祉の推進を図ることを目的として市町村それぞれに組織されて、民間としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられる公共性の二つの側面を持った組織でございます。この表をご覧くださいいただきましてもおわかりのように、組織体制、財産、債務、事業内容も異なっておりますが、合併特例法では、既にご確認いただいております「公共的団体等の取扱い」のところでもご説明申し上げましたとおり、公共団体等は市町村合併に際しまして、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされております。したがって、社会福祉協議会の調整方針といたしましては、冒頭申し上げたとおり、統合できるよう調整に努めさせていただくとするものでございます。

次に、73ページをお願い申し上げます。

協議第59号「その他事業について」ご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1 総合計画、行政改革大綱などの各種計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 その他事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その具体的な内容等説明してまいります。

74ページから78ページにかけては、両市町のその他の事務事業に関する状況を掲載させていただいております。

最初に、総合計画や行政改革大綱につきましては、新市発足後は、できるだけ早い時期に新たな計画を策定してまいりたいと考えておりますが、これらを含めまして、各種の計画につきましては、新市において新たな計画を策定することとし、計画ができるまでの間は、現計画を運用してまいりますというものでございます。

次に、75ページの上段でございます指定金融機関を始め、両市町で実施しておりますそれぞれの事務事業、その他の事務事業でございますが、冒頭申し上げたとおり、田原市の制度に統一することを基本として調整をしてまいりたいとするも

	<p>のでございます。なお、それぞれの事務事業ごとの調整方法は、表右隅の具体的な調整方法欄に記述のとおりでございますが、75ページでございます、選挙事務の合併直後の増員選挙、それから、そのページ、一番下の地縁団体設立支援の助成期間、76ページの中ほどでございます情報公開制度における渥美町保有の文書の公開など右側に掲載のとおり調整方針でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上、一括議題となりました協議第53号から協議第59号までの7件の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまです。</p> <p>それでは、ここで少し時間がたちましたので、暫時休憩をとりたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">午前11時06分 休憩</p> <p style="text-align: right;">午前11時17分 再開</p>
議長	<p>それでは再開させていただきます。</p> <p>先ほど説明がありました協議第53号から59号までにつきまして、一括して質疑に入ります。</p> <p>ご意見等ありましたら、お出しいただきたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
富田委員	<p>社会教育事業のところ、65ページに社会教育団体育成のところ、地域連合婦人会の5校区というのがあるんですけど、来年度から私たちも連合の輪を外して校区または支部の組織に移行するということなんですけど、渥美町さんに渥美町女性サークルということが書いてあるんですけど、このサークルは町全体の組織になっているものなのか、どのようなことをしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。わかる範囲でお答えしてください。</p>
事務局長	<p>今、聞きましたら、全体ではなくて、個別のサークル活動というふうに聞いておりますけれども。</p>
富田委員	<p>ここに書いてあるということは、町のほうから補助というか、そういうものが出ているわけですかね。</p>
事務局長	<p>その支援は何らかの形の支援団体としているというふうに聞いております。</p>
富田委員	<p>わかりました。ちょっと婦人会も大変な時期でありますので、やはりこういう合併の時期でありますので、少し話し合う時間を設けていただきたいと思っております。お願いします。</p>
議長	<p>原町長さん、ひとつ努力をしてあげてください。ご要望が出ました。</p>
原町長	<p>わかりました。</p>

議長	<p>本当にお願いいたします。  では、ほかに。  それでは、特にご質疑等もないようでございますので、順次採決を行わせていただきますと思います。  最初に、協議第53号「学校の通学区域について」を採決いたしたいと思います。  本案を原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。  次に、協議第54号「学校教育事業について」をお諮りいたします。  本案も原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり確認をされました。  次に、協議第55号「文化振興事業について」をお諮りいたします。  本案も原案どおり決することにご異議ございませんか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。  次に、協議第56号「コミュニティ施策について」をお諮りいたします。  本案を原案どおり決することにご異議ございませんか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。  次に、協議第57号「社会教育事業について」をお諮りいたします。  本案も原案どおり決することにご異議ございませんか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。  次に、協議第58号「社会福祉協議会について」をお諮りいたします。  本案も原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。  次に、協議第59号「その他事業について」をお諮りいたします。  本案も原案どおり決することにご異議ございませんか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。</p>

<p>事務局長補佐 大谷紀夫</p>	<p>どうも大変ありがとうございました。  それでは、続きまして、協議第60号「愛知県協議に係る新市建設計画の案について」を議題といたします。  事務局、説明をしてください。</p> <p>それでは、ただいま議題となりました協議第60号「愛知県協議に係る新市建設計画の案について」協定項目26番でございますが、ご説明をさせていただきます。  資料の79ページをお願いいたします。  「愛知県協議に係る新市建設計画の案について別添のとおり提案する。」というものでございます。</p> <p>建設計画につきましては、さきの10月26日第6回合併協議会におきまして、本日提案の正式協議に先立って行われます県事前協議案の確認をいただきまして、同日付で県との事前協議を開始いたしました。</p> <p>前回の11月11日第7回の合併協議会におきましては、その状況報告をさせていただきまして、都市計画道路田原中央線、一般県道赤羽根泉港の2本の道路事業につきまして再要望により計画掲載が可能になりそうだという見込みを報告させていただきましたが、先週末、11月19日の金曜日に計画本文の記述を含めまして、回答を県からいただきましたので、直ちに事務局ではこの意見を踏まえた修正案を県の担当部局等と協議をいたしまして、修正案を作成いたしまして、本日は県との正式協議、本協議案としてご提案をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料のほうをよろしく願いいたします。</p> <p>あらかじめ資料についてお断りをさせていただきますが、本日は、これまでお示しした案と変更点をわかりやすくするために、変更箇所について見え消しで示してございます。県への修正では、もちろん見え消しを消しまして修正後のものを送付いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本計画案の正式案でございますので、本来ですと、全文をご説明すればよろしいわけですが、これまでもご説明をさせていただいておりますので、大変恐縮ではございますが、主な修正点のみをご説明させていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、表紙を1枚めぐりまして、目次が出てまいります。目次の2ページ目をお願いいたします。</p> <p>第4章 新市の施策のところの2 新市の「戦略プロジェクト」を「戦略ビジョン」というふうに変更をさせていただきました。これは、前のページの目次、それから、後に出てまいります13ページ、17ページ、31ページに関連の記載がございしますが、それとの整合性を図る意味で戦略プロジェクトでなく、戦略ビジョンという形に変更をさせていただきます。</p> <p>続いて、4ページをお願いいたします。</p> <p>第1章 新市の概況。1 主要指標でございますが、何点かご覧のとおり見え消しがございます。世帯数につきましては、田原市並びに渥美町の構成割合が70、それから、30というふうに変更がしてございます。計算のミスによるものでございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それから、1行飛びまして、農業産出額のところですが、平成15年農林水産統計、新市計が722億、田原市が335億、46%、渥美町が387億円、54%というふうに変更をさせていただきます。これは、平成16年11月2日に東海農政局が最近の数値を発表したものでございまして、直近の数字を使いたいということから、従前の14年の</p>
------------------------	--

統計の数字から15年のほうに変えまして修正をしたものでございます。

続いて、その下の製造品出荷額等でございますが、これも同様の趣旨でございます。平成16年9月7日に県の統計課が最新の数値を発表しております。この数字にならしまして新市計を1兆8,783億円、田原市が1兆8,745億円、渥美町が38億円、構成比は変わりませんが、ご覧いただいているように修正をさせていただいております。

それから、1行飛びまして、観光入込客数でございますが、これも新市計の欄、それから、渥美町の欄を修正しております。これは事務局の計算ミスによるものでございまして、こちらのほうに修正をさせていただいております。

それから、この表の一番下の議員数でございますが、これも時点を平成16年4月1日というふうに修正をさせていただいております。それから、新市計の欄でございますが、前の案では、田原市並びに渥美町の議員さんの数を合計して44人というふうに記載をしておりましたが、今回の合併協議会の調整案によりましては、この44という数字は、余り意味を持ちませんので、バーというような形で修正をさせていただいております。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

(3)の歴史のところでございますが、中ほどに畠村のところを修正してございます。現在の渥美町の福江にあたる畠村にという格好です。従前の案では、旧渥美町福江というような言い方にしておりますが、この計画書の作成時点が平成16年12月ということになりますと、適した記述はどちらかと言いますと、修正案のほうに適しておることとございまして、修正をさせていただいております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

(4)の産業についての記述でございます。ご覧いただきますように、先ほどの主要指標に基づいた修正をそれぞれさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、その中段あたりに、製造品出荷額についての説明がありますが、県下第3位の1兆8,783億円（平成15年）で、そのうちの大部分を輸送機械製造業が占めていますというふうにしてございます。従前は、98%という数字的に出されたわけなんです。今回の直近の発表では、業態別の数値は公表しておりませんので、こうした大部分という言い方で表現を修正しております。

続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

人口についての表でございます。ちょうど真ん中あたりに生産年齢人口構成比がございまして、平成12年の欄、従前は64.5という数字で、ちょうどそれぞれ年少人口、生産年齢人口、老年人口を足すと100になるような格好で記載をしておったわけなんです。県統計のほうから必ずしも100になる必要はない、64.44という計算数値になるわけですが、切り上げの必要はないので、そのとおりに書くようにという指導もありまして、64.4という数字に修正させていただいております。

続いて12ページへ飛んでください。

2 施策の体系でございます。(1)主要施策のところ、安全で安心できる生活環境・地域福祉の本文記載でございますが、追加がございます。「また、安心して生活できる地域づくりを推進するため、防犯体制の充実や防犯活動の促進に努めます。」というものでして、これも県との事前協議の中で警察本部、生活安全総務課のほうから、近年、犯罪が起こりやすい環境を整備する必要がありますから、本項目を計画に記載していただきたいというようなご意見がございまして、これを反映させていただきました。

続きまして、若干飛んで18ページをお願いいたします。

第4章 新市の施策。1 新市の主要施策の表でございますが、先ほど警察本部のほうからの修正点が菱形の2のところでありましたので、こちらの番号について犯罪に強いまちづくりの推進を1と3の間に入れまして、以降3番から6番に番号を繰り下げております。

続いて、20ページをお願いいたします。

20ページは見え消しが出ておりませんが、下から四つ目の行のところに漁港・海岸整備、赤羽根漁港海岸環境整備事業とありますが、大変恐縮ですが、昨日、県との打ち合わせの中で、この最後の「事業」というこの言葉をカットするような形での調整が行われましたので、「事業」を大変恐縮でございますが、カットしていただきますように修正をよろしくをお願いいたします。

続いて、21ページでございます。

のところでございますが、やはり先ほどの関連で、犯罪に強いまちづくりの推進の本文記載が追記されております。「多発する犯罪を未然に防止し、安心して生活できるまちづくりを推進するため、防犯施設や防犯灯の充実などの環境整備を進めるとともに、警察や各防犯関係機関、団体、地域住民、ボランティアと一体となって、地域ぐるみの防犯体制の充実や防犯活動を促進し、犯罪のないまちづくりを目指します。」という格好で追加をさせていただいております。

続いて、22ページをお願いいたします。

表中が主要事業の表になりますが、右のほうに「愛知県」と書いてあるところが、今回の協議の中でいろいろ語句修正、先ほども1点、「事業」をつける、消すというような話がありましたが、修正点がございましたので、よろしくをお願いいたします。なお、この修正については、あと第5章の県のところで一括して説明をさせていただきます。

続いて、23ページをご覧ください。

のところ、地域資源活用型環境貢献事業の実施の中で、文章の整理をさせていただきました。ご覧いただいておりますように、「への」という表現が入っていたり、従前「特徴である」という表現を削除し、「地勢を活用した」というような形であったり、あるいはのところ、「三河湾の浄化を推進すべく」というような語句の表現などもチェックをいただき、修正をしております。

続いて、24ページをお願いいたします。

24ページについても先ほど、後ほど説明すると申し上げましたが、愛知県のところで若干の修正がございます。これも後ほど説明をさせていただきます。

続いて、29ページをお願いいたします。

29ページは、(6)の産業活力の創出につきましての主要事業の一覧表になっております。こちらにおいても語句の修正がございますが、そのうち、ちょうど上から5行目に、農地保全というのがございます。この中で海岸整備事業につきまして、見え消しでカットがしてございます。これについては、海岸整備事業がなくなったというものではございませんで、この事業が別なところへ移動をしております。

ここの事業について簡単にご説明いたしますと、この海岸整備事業については、伊良湖地区の海岸環境整備といたしまして堤防補強並びに養浜工をする事業でございました。農地保全を目的とした部分と、海岸保全を目的とした部分と、両方の事業でございましたが、農地保全の部分の事業は既に終了するということですので、海岸保全が記述されております24ページのほうの下から二つ目の行、こちらのほうで二つの事業があり、その後で「等」という表現がございますが、この「等」の中にここの示す事業を含めておくようにいたしました。そうしたことで場所の移動がございました。

続きまして、30ページをお願いいたします。

30ページにつきましては地域課題、「広域課題」を「地域課題」という表現に変更がございます。

並びに31ページにつきましては、表題部のところで、大変大きな変更で恐縮でございます。目次との関連もございまして、「戦略ビジョン」という格好に修正をしております。

さらに続けますと、32ページをお願いいたします。

戦略ビジョンの中で、(2)安心安全構想の具体例が出ております。そのうちの一番下でございますが、地域福祉支援として、例えばグループホーム並びに宅老所設置の支援を今後は高齢化社会に向けてやっていきたいというような意欲的な事業を示したところでございますが、「宅老所」についてはカットというような意見がございました。これは県の高齢福祉課のほうからのご指導でございまして、宅老所については、いまだ法的位置づけがなされていない。そうしたことから、具体的な支援策をここで掲載するのは、ちょっと適当でないのではなかろうかというようなこともございまして、「等」という表現に修正をしております。

続いて、37ページをお願いします。

37ページの第5章 新市における愛知県事業の推進のところでございますが、ここが県のチェックとしては最も関心を持ってチェックをいただける章になってまいります。先ほどここの関連で語句の修正があったということでございましたが、要するに、ここの第5章の記載の変更にもたれてそれに関連して記述変更をしたというものでございます。

それでは、順次主立ったものを説明いたしますと、まず右の事業概要のところから上から四つ目の行のところで、主要地方道田原赤羽根線についての記述が変更があります。これについては、もともと田原赤羽根線整備の推進という1行で済んでおったものなんですけれど、県の道路維持課のほうから、整備内容について市民に明確に示すための具体的な整備内容をできるだけ記述したほうがよろしいのではないかなというようなご指導がございまして、自転車歩行者道の整備、それから、田原郵便局前交差点の整備、この二つの事業がこの赤羽根線の整備では予定されておりますので、それを追記し、二つに分けて記載をさせていただいております。

続きまして、ここで大変恐縮ですが、ミスがございましたので、1行追加をお願いしたいと思うんですが、「一般県道城下田原線整備」と「一般県道堀切中山線整備」の推進がございまして、この間に「一般県道赤羽根泉港線整備の検討」というふうに追加のほうをお願いしたいと思います。これは実は再要望として取り組んだ事業で、せっかく県がオーケーと言いましたのに、私どものミスでここに載せてないということで、大変軽率なミスだったんですけれど、改めまして、再要望についてもう一度申し上げますと、この赤羽根泉港線の整備については、例の経済連渥美実験農場、3町境の交差部分、あそこから赤羽根地内中村交差点に至る区間の未整備区間、国道42号線から逆に見て1,500メートル区間でございますが、それについての整備を市民館の整備並びに周辺の区画整理の計画を訴えまして、何とか計画したいよというふうをお願いをしたところ、それでは、整備の検討と、実施に向けて検討していくというふうに変更がございましたので、載せさせていただくものでございます。

それから、1点、これに関連してちょっと説明を追加させていただきますと、一番上に都市計画道路田原中央線整備がございまして、これについても前回説明しております。市役所のすぐ前の郵便局前交差点あたりからまつり会館までの区間、それから、今、セントファールの区間は整備をされておりますが、ちょうど愛知海運



さんのスタンドのあるところから大坪の信号のところまで、その区間について、従前は要望していく事業ということでございましたが、再要望によりまして整備の検討というふうな形になりましたので、ここの都市計画道路田原中央線の整備の中には、今の計画認定がなされておりますセントファール周辺の事業認可区域の整備を継続するとともに、それにプラスすることの先ほど申しあげました両側について整備の検討、この意味を含んでおりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明のほうに戻らせてもらいまして、それと申しわけございません、もう少し下のほうの漁港・海岸整備のところ、赤羽根漁港海岸環境整備事業というのが四角で囲んでございますが、この「事業」については、取っていただきたいと思えます。追加というふうな考え方であったわけですが、カットということでございまして、二本線を引いていただければと思えます。そして、砂防事業でございまして、従前砂防事業については、砂防事業の実施という格好で四つの河川名を併記しておったところなわけですが、これも回答区分の1、つまり事業実施、回答区分の2、つまり事業実施を検討、あるいは推進という二つに分けなさいという指導がございまして、ご覧いただきますように、砂防河川整備の実施（大川、猿田川）砂防河川整備の推進（木ノ下川、野添川）というふうに二つの行に分けまして、事業の整備のトーンを分けております。

続きまして、漁港・海岸整備につきましても同様でございまして、赤羽根漁港整備の推進（離岸堤）離岸堤については推進ということですから、回答で言いますと、2番目になるわけですが、その離岸堤。それと整備の検討、防波堤は整備を検討するという表現だからということで、要するに回答の番号で言うと2と3に分けて記載をなささいというようなことで港湾課の指導がありまして、修正をしております。

続いて、海岸保全整備のところ、やはり渥美海岸浸食対策の実施と、田原豊橋海岸浸食対策の検討というふうに、やはり河川課のほうから指導がありまして、回答区分に沿った表現、それと事業内容を明確にわかるようにということで、事業名のほうも修正をして二つに分けて記載がしてございます。

同様に、福江港海岸整備につきましても高潮対策と堤防補修につきまして、回答が異なっておりましたので、このような修正をさせていただいております。

続いて、伊良湖港海岸については、事業名の修正がございました。

それと一番下の伊良湖地区海岸環境整備事業でございまして、これが先ほどの農地保全から移動された部分の事業名でございまして、恐縮ですが、38ページをご覧ください。38ページの農地保全のところ、ちょうど真ん中ほどでございまして、海岸整備事業（高潮対策・海岸環境）堤防補強改修がカットしてございまして、この部分が37ページの伊良湖地区海岸環境整備事業として移動がなされたということでございまして、よろしく願いいたします。

恐縮ですが、行ったり来たりで38ページをお願いいたします。

38ページでは、それ以外にここの「農村漁業用」をカットし、揮発油税財源身替農道整備事業というふうに、ここも事業名の修正並びに「事業」という文字をつけなさいというような形の修正がございまして、修正しております。

以上が、それぞれ所管課が建設部でありますとか、農業水産部でありますとか、ばらばらでございまして、なかなか計画書としてのトーンが整合できないわけですが、指導にもたれ、それぞれ修正をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

いずれにしろ、大きな変更点は、前回の合併協でご報告した二つの事業が再要望により記載が許されたということでございまして、よろしく願いいたします。

	<p>あとそれ以降の第6章からについては変更点がございませんで、これによろしいということの回答をいただいております。</p> <p>以上で大変走って説明をしましたが、主立った内容でございます。</p> <p>なお、この建設計画案につきましては、本日、ご確認をいただきますれば、直ちに本日付で県のほうにご提出をさせていただきますして、予定といたしましては、12月8日に県の支援本部が開かれるということで、その場でご審議をいただき、仮にオーケーということだと、その日にご回答をいただき、12月8日の合併協で最終的な策定というような行為になりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。それでは、説明が終わりましたので、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたら、願いをいたします。</p> <p>それでは、特にご質疑等もないようでございますので、採決をさせていただきたいと思っております。</p> <p>協議第60号「愛知県協議に係る新市建設計画の案について」を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>本案が原案として、これで県に提出されます。よろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上で確認事項は終わりました。</p> <p>次に、その他に入らせていただきます。</p> <p>事務局、何かありますか。</p>
事務局長	<p>それでは、次回の第9回の協議会の日程をお願いしたいと思います。先ほど大谷が建設計画の県の承認の関係で申しましたとおり、愛知県でのこの計画の承認について、12月8日に支援本部が開催されておりまして、予定でございます。</p> <p>したがって、前回も申しましたとおり、12月8日水曜日でございますが、午後3時から開催させていただきたいと思っております。開場は、この開場を予定しております。回答がその日にまいりますので、県承認を受けて正規の計画として確認を得てまいるといってございまして、よろしく願いします。</p> <p>それから、その日は、案件がこの策定に関する確認のみでございますので、終了後でございますが、委員勉強会に切り換えて、今後に対する皆様方のご意見を伺ってまいったらどうかというふうに考えておりますので、ご予約をお願いしたいと思います。</p> <p>次回の協議会については、以上でございますが、もう1点、その日にすべてが確認されまると、次は調印式ということになってまいります。原案として、今、日程調整を進めておるわけでございますが、現在の案としては、12月24日、金曜日でございますが、たまたま内々事務レベルで県知事等とも調整を行っておりまして、おおむね24日なら行けそうだということのご返事をいただきましたので、現在の案といたしましては、12月24日10時を予定しております。文化会館の多目的ホールで調印式を行う予定であるというふうにご予約をお願いできればと思います。</p> <p>以上、2点でございますが、よろしく願い申し上げます。</p>

議長	<p>それでは、次回を8日の日に行いたいと思います。午後3時から。このときは、今、お話がありましたように、本日提案をいたしました新市建設計画の最終確認をお願いいたすということでございます。</p> <p>それから、それだけでございますので、せっかくの機会ですので、できましたら、今後の新市づくりに今まででもご意見をお伺いいたしましたが、改めて、いや、こういうことをそれでも言うておきたいということがありましたら、勉強会を開催させていただきたいと思いますので、また一言ずつ何かおありになりましたら、ひとつ皆さん考えてきていただきまして、そして今後の新市づくりにご意見を反映していきたいと思いますので、おっしゃっていただきたいと思います。なければなしで無理しなくても結構でございますので、そのような要領で12月8日は行いたいと思います。</p> <p>それから、先へ進んで、今、事務局から話がありましたように、12月24日に合併調印式を予定したいということでございまして、どうもお伺いすると、知事さんの都合もいいということでございますので、この日を予定したいと思います。</p> <p>なお、スケジュール的には、前にも申し上げましたが、今、私も田原のほうでは行政懇談会をやって、住民の皆さんにアンケートをやるということ、前に約束してありましたので、今後のまちづくりについてのアンケートを12月10日までということで今、お願いをいたしておりますので、そうしたものを受けて、この24日に順調に調印式のほうへもっていければと思っております。</p> <p>調印式が終わりますと、あともう一つ大きなことが残っておりまして、両市町の議会の皆さんの議決をいただくということが残っておりますので、順調にまいりまして、24日に調印式ができましたら、できたら年内に両議会のご議決がいただければと思っておりますので、これは内々また別途、年末ぎりぎりになると思いますが、また両議長さんをお願い申し上げて、そして足並みをそろえて年内に決着をしていきたいなど、こう思っておりますので、また、ご協力のほどをお願い申し上げます。</p> <p>それでは8日と24日を、とりあえずご予約をいただきたいと思います。調印式も結構晴れの日でございますので、できるだけ皆さんのご出席がいただきたいと、合併協の委員の皆さんも全部出いただくわけで、お立ち会いをということで、ご予約がつかましたら、お願いいたします。</p> <p>それでは、本日予定いたしました、こちらからお願いするのは以上のものでございます。せっかくの機会です、委員さんから何かございましたら。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
河合委員	<p>最後の勉強会で言おうか、今のまちづくり推進計画で言おうかとちょっと悩んだんですけど、ちょっと意見というか、要望なんですけれど、合併協議を何回かやって出させていただいて、やはり観光の発展とか、それから、臨海部の発展には、どうしても市長がいつも常日ごろ言われています幹線道路、東名インターとか、23号線からどうしてもこの幹線道路がいち早く便利になることが田原の発展につながるんじゃないかなというような、そんな思いで豊橋市の連携とか、豊橋市長、今度また3期目の早川市長、それから、住民も巻き込んで何か運動していった早期にできないかなというような、この幹線道路の整備を強く切実に必要であるのではないかなと思うんですけども、その辺の中の方策と申しましうか、戦略と申しましうか、その辺何かありましたら、お伺いできたらなと思うんですけど。</p>
議長	<p>また、次回にもよくそんな気持ちをいろいろお話し申し上げようかと思っております。</p>

ましたんですが、正直言って今、まだ具体的なめどは相変わらずついておりませんで、また次回、図面を出して一遍よく説明をさせてもらおうと思います、皆様のご理解をいただくために。なかなか幹線道路問題は難しいし、また、いずれにいたしましても渥美半島へ入ってくるまでの道路がやはり一つ大きな整備の目標がありますし、それから、中へ入ってからのことと、両方に分かれまますんですが、外のほうのことがなかなか思うように進まないことがありますので、申しわけないけど、次回、よくお話をさせていただいて、皆様とともに、今の河合さんのご意見のように何かやったほうがいいじゃないかというようなことでもあれば、またお願いをしたいと思います。

それでは、次回、地図を出して話しますので、お願いします。

ほかに何か、また、今のようなご意見でも結構です。こういうことをひとつぜひということがあったら、おっしゃってください。

はい、どうぞ。

山田委員

もうちょっと早く言えばよかったんですけども、いろんな協議会とか、いろんな会があるわけですけども、多分いろいろな会が重なっている部分があるものですから、この際、残すものと、いわゆる新しくつくるものといいますが、その辺の機能とか、目的というか、その辺のものを再度評価していただいて、田原の中にもいろんな公民館活動の中にも例えば教育の問題とか、いろんな問題があるわけですけども、そういうものも一回よく見ていただいて、すっきりした形にするほうがいいかなというふうに思います。もうちょっと早く、具体的なあれで言えばよかったわけですけども、ちょっとそんなことを感じまして、おくれてすみませんけれども、よろしくお願いします。

議長

今、山田さんのおっしゃったことも大事で、今、時代のテンポも大変早いし、それから、せっかく合併をやっても何かちょっと整理されんじやいけませんので、私も一番この辺が合併協議だけじゃなくて、合併協議が終わっても目標が見えたら、やはりすぐ行政改革を本格的に取り組んでいかなければいかん。この項目の中にたくさんありますので、各種団体のこともあるし、今やっている仕事もこれでもいいのかどうなのかという、それから、もう一つは、行政改革をやる前には、お互いの認識も要るんですが、これも次回ちょっと私も考え方を申し上げてみようと思います。例えば今日も協議の中で、学校の通学区域なんていうのは、これはどうなるのかなというのは、皆さんも半信思いながらも、まあ、いいわと賛成して下さったと思うんですが、こうした学校の問題についても従前とは少し考え方が大きく変わってきたんじゃないかなとか、こういうような時代背景もありますので、その辺のことを気がつく範囲で申し上げて、基本的には山田さんのおっしゃったことは、行政改革をしっかりやっていかななくてはいかんと思います。これは職員の数の問題もいろいろありますし、こういったことはどうしてもそちらのほうへ移っていきまますものですから、そうした行革でもっとスマートな行政体系に変わっていかないといかん。各団体にもそういうふうをお願いせなきゃあいかんと思います。引き続き、これが続くんですけど、そう思っています。

何か、ほかに。

こんなようなことを次回のときには、皆さん、思ったことがあったら、自分の意見なり、あるいは要望でも結構です。この辺はどうかということでも結構ですので、また8日の日にお願いをしたいと思います。

先を考えますと、8日だけで終わりかなということもあるんですが、合併協議は

これで確かに終わるんですけど、来年の10月1日まで、特にこれという協議事項があるわけではありませんけれど、やはり両市町にかかわることについてご相談をしていくには、この機関がやはり一番いいように思いますので、多分、来年になって一度や二度、どういう会合で寄るかわかりませんが、また、こんな意見を言うような場もあるんじゃないかなと思いますが、要するに10月1日までは残していきたいということでございますので、また、いろいろご提案があったらおっしゃっていただきたいと思います。

それでは、ちょうど時間もまいりましたので、本日はこの程度で閉会をさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

午後0時00分 閉会